

平成 30 年 10 月 12 日

社会保険担当者
被保険者
各位

ユニチカ健康保険組合

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者等に係る
被保険者証及び一部負担金等の取扱いについて

このたびの災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
平成 30 年 7 月豪雨により、別紙地域に災害救助法が適用されました。
この災害により被災した被保険者等に係る被保険者証及び一部負担金等の取扱いについて連絡します。

記

1. 災害救助法適用地域

別紙を参照ください

2. 被保険者証の取扱いについて

被保険者証等を紛失した場合は、速やかに再交付申請をしてください。

なお、被保険者証等の紛失等により、医療機関等に提示できない場合は、氏名・生年月日・事業所名を医療機関等の窓口で申し立てることにより受診できます。

3. 一部負担金等の取扱いについて

医療機関等窓口における一部負担金等の徴収を猶予します。つまり、医療機関等窓口での一部負担金等の支払いは不要となり、後日、健保組合から一部負担金等を請求することになります。

取扱いの期間は、平成 31 年 2 月診療分まで延長します。

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合に対象となります。

（１）平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者

（２）この災害により、次のいずれかの申し立てをした者

①被保険者が居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態

②被保険者が重篤な傷病を負った状態

③被保険者の行方が不明である状態

4. 問い合わせ先

ユニチカ健康保険組合 TEL : 06-6281-5382

以上

[災害救助法適用地域]

平成 30 年 8 月 31 日現在

高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月村
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
福岡県	飯塚市、久留米市
島根県	江津市、邑智郡川本町
山口県	岩国市